

平成 22 年度 地方公共団体定員管理研究会について

1. 趣 旨

地方公共団体の定員管理については、平成 21 年度の定員管理研究会において、「各地方公共団体では、地域の実情に応じた主体的な定員管理の取組が求められている。定員管理の推進に当たっては、住民への説明責任向上の観点から、他団体との比較等を行う参考指標の活用も有用である。参考指標のあり方については、引き続き検討が必要である。」と報告されている。

また、現在総務省では、定員管理の状況を公表する様式として、「職員数の現状と取組シート」を地方公共団体に提示しているが、十分利活用されているとは言えない状況である。

これらの状況を踏まえ、平成 22 年度は、各地方公共団体における定員管理の参考指標や情報公開のあり方について検討を行うこととする。

2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体定員管理研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 研究内容

研究会は、地方公共団体の定員管理に関する以下の項目について調査研究を行う。

- (1) 地方公共団体の定員管理の取組等について
- (2) 定員管理の参考指標や情報公開のあり方について
- (3) その他

4 研究会構成員

研究会構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) このほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。